

# 第2次 笛吹市DX推進計画 (案)

令和8年 月

# 目次

第1章 DXを推進する背景	1
1 社会環境の変化	1
2 国と山梨県の動向	2
3 自治体DX	4
第2章 計画の位置付け	5
第3章 計画期間	6
第4章 目指す姿と基本方針	7
第5章 DX推進に向けた取組	8
1 地方自治体が取り組むべき事項	8
2 本市の取組	11
3 取組内容	12
4 実施スケジュール	13
第6章 推進に向けて	14
1 DX推進体制	14
2 進捗管理	15
第7章 用語解説	16

# 第1章 DXを推進する背景

近年、情報通信技術（ICT）は急速に進展しており、ネットワークやデジタル技術の発展は、生活様式を変化させ、社会構造や経済構造にも影響を与えています。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国における働き方を柔軟化、多様化させ、感染拡大防止のためのテレワークなど「新しい生活様式」に対応することが求められることとなりました。コロナ収束後の現在においても、市民生活や企業活動など様々な場面で、デジタル技術を活用して社会改革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）が必要とされています。

そのような中、国では、令和2年12月に、自治体のDXを加速させるため「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、各自治体における情報システムの標準化・共通化、行政手続きのオンライン化、AIの利用促進などを求めています。令和7年6月には「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、デジタル田園都市国家構想を発展的に継承し、10年後に目指す姿（社会像）が提示されました。

本市では、第2次笛吹市総合計画において、市の将来像に「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、その実現に向けて、少子高齢化や人口減少などの課題に対応するため、あらゆる市民がデジタル化の恩恵を享受することでライフスタイルやニーズに合った心豊かな暮らしを営むことができるよう取り組んできました。

第3次笛吹市総合計画においても、社会環境の変化や国の動向を踏まえながら、本市が目指す市の将来像実現のために、DXの推進は必要不可欠なものとなっています。

## 1 社会環境の変化

### （1）労働力の不足

我が国では、少子化による人口減少、それに伴う労働力の絶対量が不足することが懸念されています。本市においても、多様化する行政ニーズに素早く対応し、市民サービスの維持向上を図るために、人材の確保が必須です。絶対量が不足する中、労働力の確保は困難になることが想定されることから、労働生産性の向上にもデジタル技術の活用は不可欠な状況です。

### （2）情報通信技術の急速な発展

情報通信技術の進歩と通信ネットワークの拡大、データを活用した技術の発展は、すさまじいスピードで進んでいます。特に生成AIの進歩は驚異的で、日々新たな技術が登場し、私たちの生活や仕事のあり方を劇的に変え続けています。そして、次世代の衛星通信システムも登場し、地上の通信インフラが整備されていない地域でもインターネット接続ができるようになってきました。誰もが簡単に情報を収集し、発信できる現在において、情報通信技術の活用の幅はますます広がり、私たちの生活をより便利で豊かに変えるものと見込まれます。自治体には、情報通信技術の発展に対応し、市民のライフスタイルの多様化に応じた行政サービスが求められています。

### （3）SDGsの推進

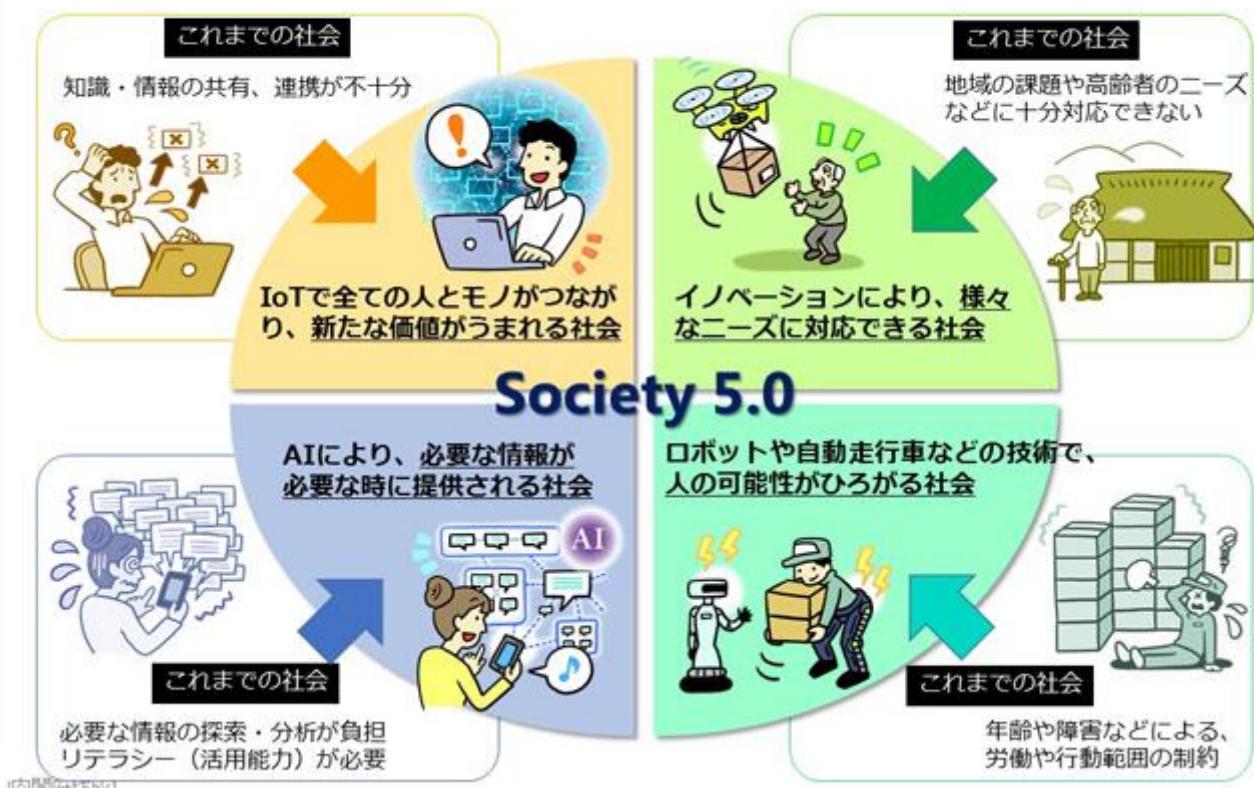
SDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された、先進国・途上国全ての国を対象とする、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指しています。本市においても、市の将来像実現に向け取り組むことがSDGs達成に資するものであるとしており、SDGsの実現の手段として、DXの推進は非常に重要なものであると捉えています。

## 2 国と山梨県の動向

国においては、平成28年1月の「第5期科学技術基本計画」で掲げた「超スマート社会（Society 5.0）」構想から始まり、令和2年12月に「自治体DX推進計画」の策定、令和3年5月に「デジタル関連6法」の成立、令和3年9月に「デジタル庁」の創設を行なうなど、DXを急速に進めています。そして、令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」が取りまとめられ、今後10年間集中的に取り組む内容として、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用について言及されています。

### （1）超スマート社会（Society 5.0）

超スマート社会（Society 5.0）とは、日本が目指すべき未来社会の姿として、平成28年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において掲げられた概念です。「サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会」で、人々に豊かさをもたらすことが期待されるとしています。



出典：内閣府ホームページ

## (2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

平成29年5月に、国民と事業者の利便性向上に重点を置き、デジタル技術を活用した行政サービス改革を進める「デジタル・ガバメント推進方針」が策定され、その方向性を具体化し実現するため、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。令和2年12月に、国は「デジタル・ガバメント実行計画」で示された、自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとして、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するとともに、国の支援策等をまとめ「自治体DX推進計画」として策定しました。

## (3) デジタル化推進に関する法律

平成13年1月にIT政策全体の基本理念や重点計画を定めた法律として「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が施行されました。平成28年12月には官民データ活用の推進に向けた基本理念や施策の基本事項を定めた「官民データ活用推進基本法」が、令和元年12月には行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続きの原則オンライン化のために必要事項を定めた「デジタル手続法」が公布され、行政手続きのデジタル化の3原則（①デジタルファースト、②ワンストップ、③コネクトド・ワンストップ）が基本原則として定められることとなりました。令和3年9月にはIT基本法が抜本改正された「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に向けて、その基本理念や施策の策定に係る基本方針、行政や事業者の責務、デジタル庁の設置などが定めされました。

## (4) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について、政府の方針が示されました。デジタル社会を形成するため、①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靭、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献を基本原則とした施策を展開していくこととしています。

## (5) 地方創生2.0基本構想

これまでの地方創生の取組「デジタル田園都市国家構想」は、地方の過疎化・地域経済の衰退をデジタル技術で克服し、地方と都市の格差の解消を目指したものでした。令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」は、デジタル田園都市国家構想の成果と課題を踏まえ、地域の多様な要素を融合し、デジタル技術だけでなく、地域の社会資本・人的資源を活かした総合的な地方創生の基本の方針を示したものです。

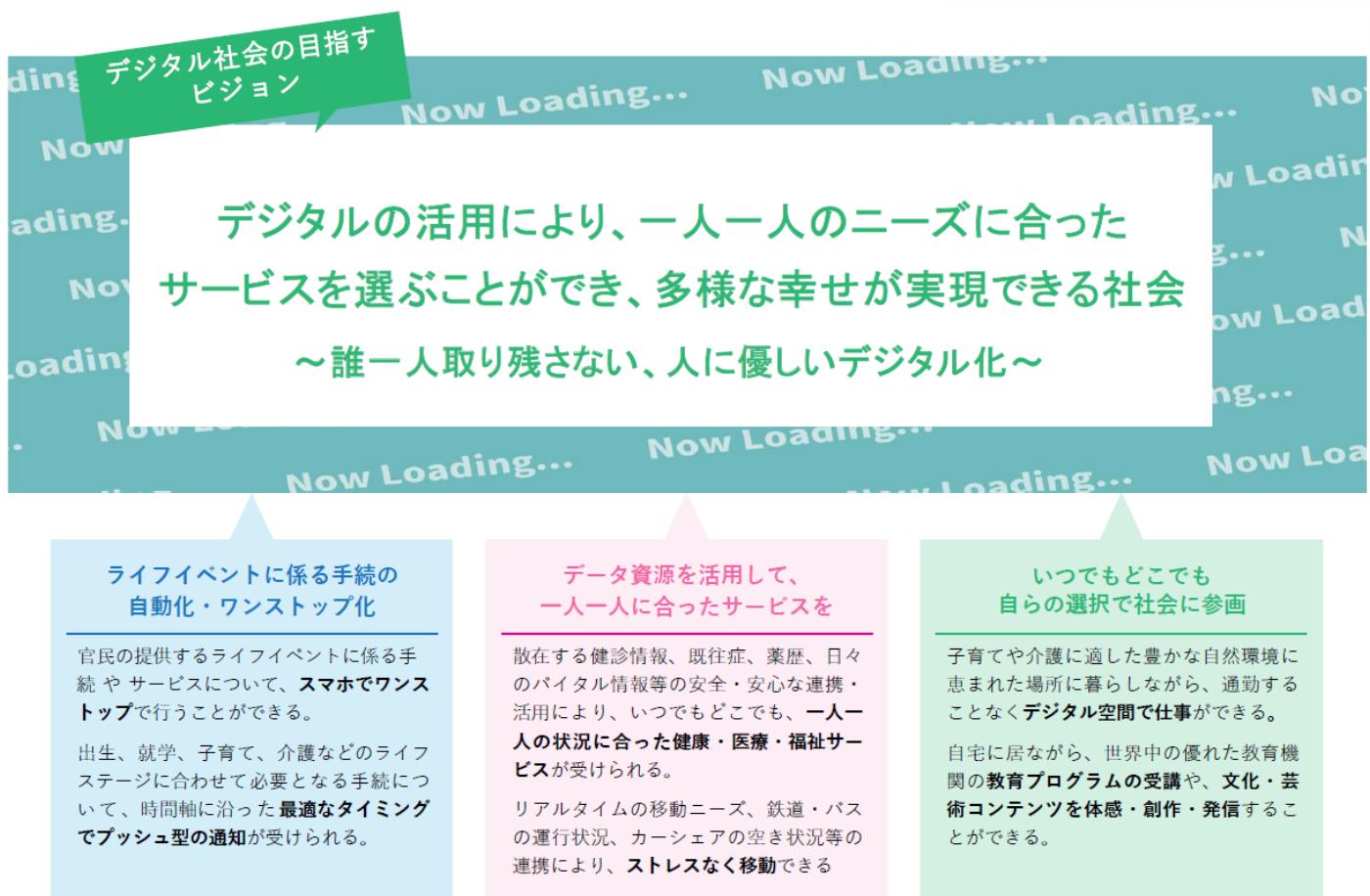
## (6) 山梨県DX推進計画

山梨県では令和3年3月に「山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、令和6年3月には国が作成した自治体DX推進計画を踏まえた「山梨県DX推進計画」を策定しました。「人材育成」、「産業」、「暮らし」、「行政」という4つの観点からDXを推進することとしており、令和7年4月からDX課が新たに設立され、県内のDX推進に一層力を入れて取り組んでいます。

### 3 自治体DX

自治体DXとは、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、国が目指すべきデジタル社会のビジョンとは「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するため、自治体がデジタル技術やAI等を活用して、住民の利便性や行政サービスの価値を高めることを目指します。自治体DXの推進は、「いつでもどこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の達成に寄与するものと考えます。

住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体においても、国と歩調を合わせてデジタル社会の実現に向けた取組を推進することが求められています。



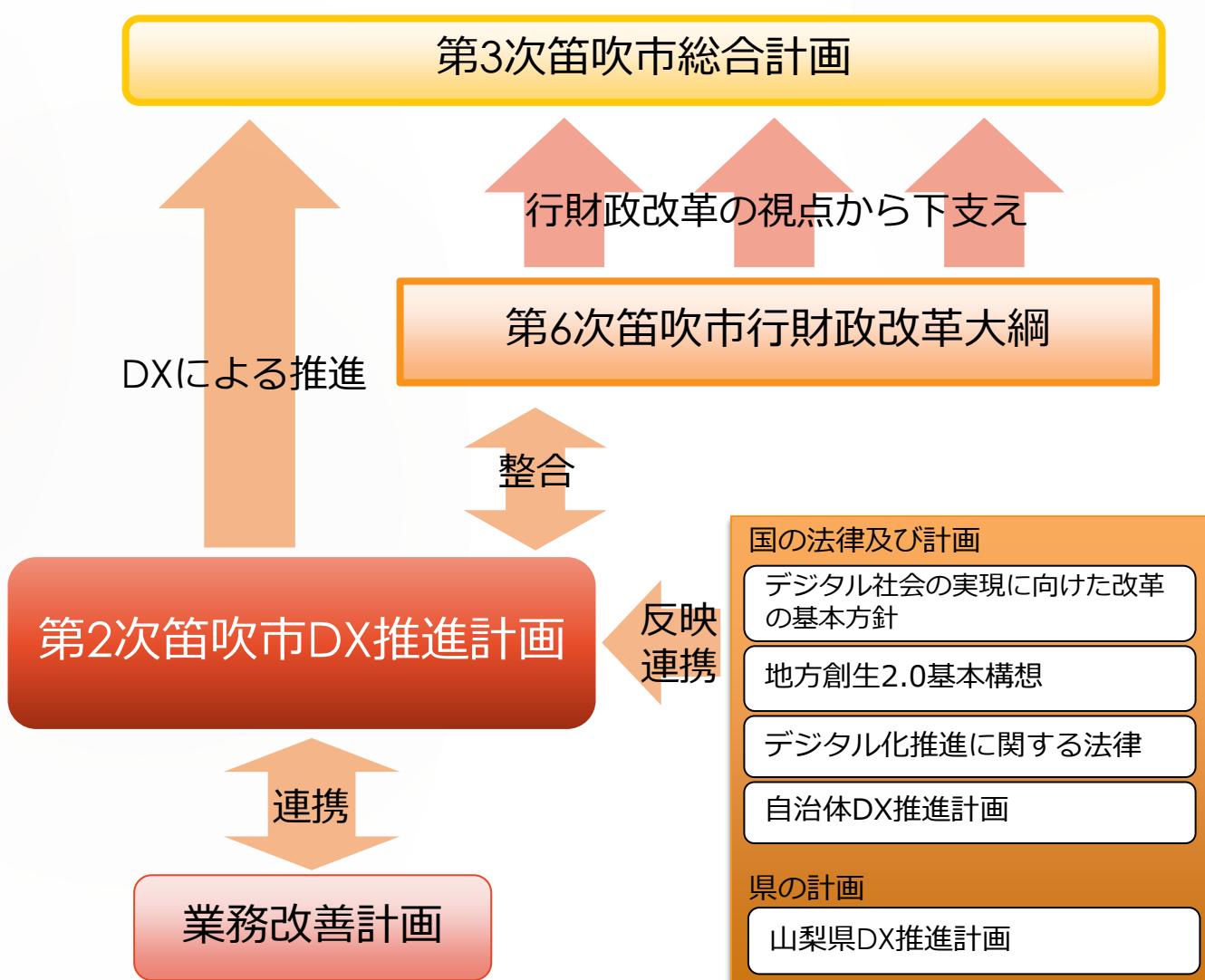
出典：デジタル庁ホームページ

## 第2章 計画の位置付け

本計画は、「第3次笛吹市総合計画」に掲げた将来像の実現を、デジタル化の取組により推進するものです。「第6次笛吹市行財政改革大綱」との整合性も図りながら、本計画を本市のDXに係る施策の基本計画として位置づけ、その推進を図るとともに、「業務改善計画」とも連携しながらBPR推進の“両輪”を担うことと念頭に取り組んでいきます。

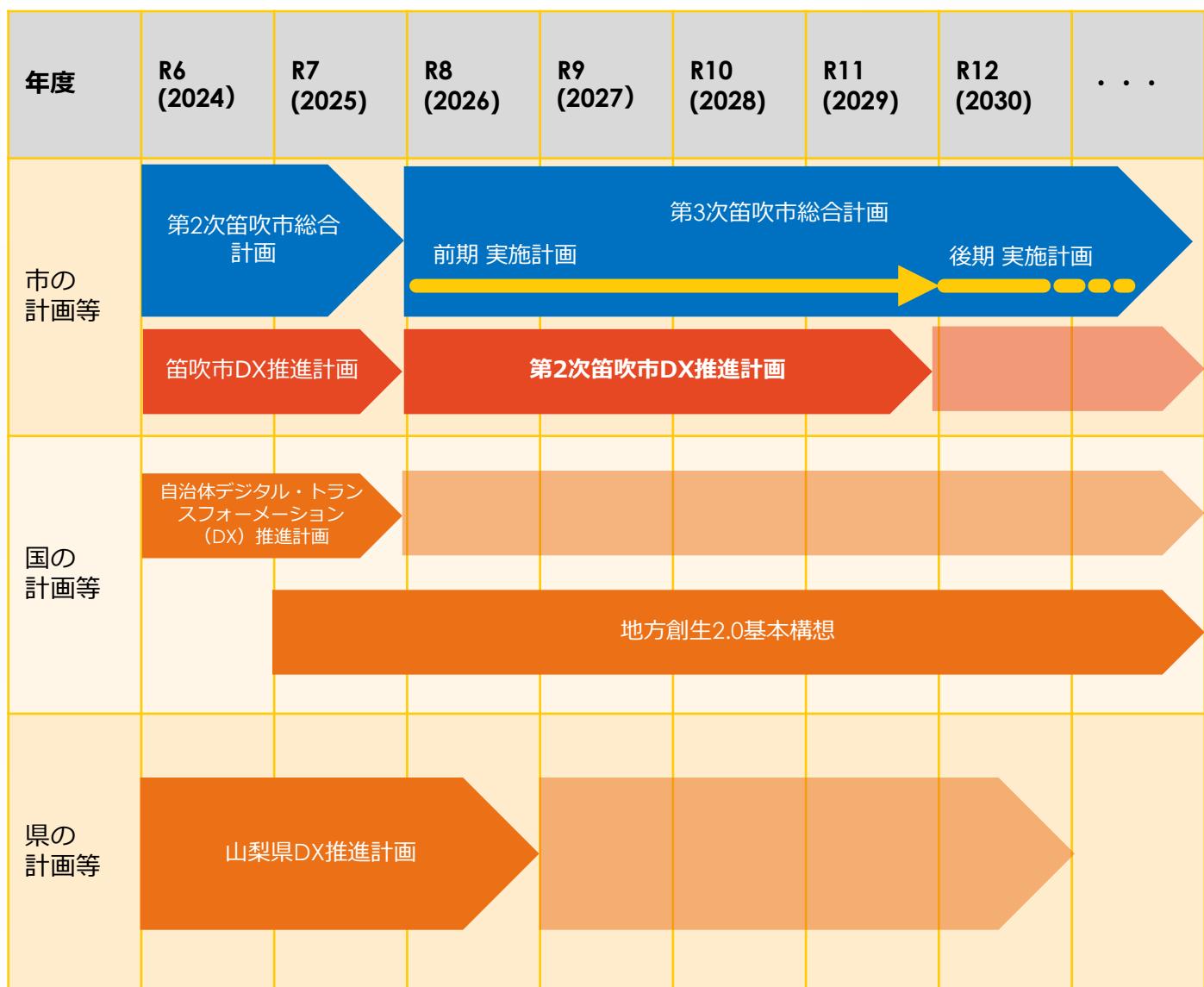
また、本計画は自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するため、国が令和2年12月に策定した「自治体DX推進計画」に対応しており、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条に基づく「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。

さらに、本計画が少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化などによって生じる課題の解決に対応し、市の将来像実現に向けてDXの推進に取り組むことで、SDGsの達成に寄与します。



## 第3章 計画期間

国の「自治体DX推進計画」や「地方創生2.0基本構想」などと同時に推進する必要があるとともに、本市の「第3次笛吹市総合計画」に掲げた将来像の実現をデジタル化の取組により推進するものであることから、本計画の計画期間は第3次笛吹市総合計画の実施計画に合わせ、令和8年度から令和11年度までとします。なお、計画期間内であっても、国及び県の動向、社会情勢、本市の施策の成果等を踏まえ、適宜見直しを行います。



# 第4章 目指す姿と基本方針

本市の自治体DXの目指す姿は、デジタル化の取組による、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現であり、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性を向上させるとともに、職員の業務の効率化を図り、効率化から生まれる人的資源を行政サービスの質の向上につなげていくことを目指します。

本市では、「窓口DX」、「業務改善DX」、「地域活性化DX」を基本方針に掲げ、DXを推進していきます。

## 目指す姿

デジタル化の取組による  
「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現

## 目標

市民の利便性向上及び職員の業務効率化

## 基本方針

### 窓口DX

行政手続きのオンライン化だけでなく、対面での窓口対応についても改革を行い、市民の利便性の向上を図ります。このことにより生み出された職員の余力は、きめ細かな相談業務等、市民に寄り添った対応へシフトします。

### 業務改善DX

作業効率を見直し、業務プロセスを改善することで、生産性の向上を図ります。業務改善により生まれた人的資源等の最適配置を行い、政策の企画立案等の充実を行います。

### 地域活性化DX

市民の暮らしや地域社会全体へデジタル化を浸透させ、本市の資源や魅力を生かした地域課題の解決と、一人ひとりの生活の質の向上を実現し、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる地域社会の実現を目指します。

# 第5章 DX推進に向けた取組

## 1 地方自治体が取り組むべき事項

国は、「自治体DX推進計画」において、地方自治体が取り組むべき事項や内容を、次のとおり示しています。

### 各自治体においてDXを進める前提となる考え方

<b>BPRの取組の徹底</b>	デジタル化の推進に際して、オンライン化等が自己目的とならないよう、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む。
<b>自治体におけるシステム整備の考え方</b>	人口減少を踏まえ、全国の自治体が個別でシステムを整備するのは非効率なため、共通性の高い業務システムは広域・全国規模で共同利用を推進する。標準化や共通SaaS導入を進め、国・地方の方針に沿って連携し、共同調達やSaaS利用の拡大により持続可能なシステム整備を目指す。
<b>オープンデータの推進・官民データ活用の推進</b>	官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずることとされている。国は、地域がオープンデータを利活用できるよう、RESAS等の情報を支援を行い、オープンデータを活用した施策分析・評価基盤を提供する。

### 自治体におけるDXの推進体制の構築

<b>組織体制の整備</b>	組織の壁を越えて全体最適化の見地から住民と接するフロントヤードの多様化・充実化や情報システムの標準化、共通化等の自治体におけるDX推進のためには推進体制の構築が不可欠である。場合により、CAIO、CIO補佐官の設置が考えられ、法令・財政担当部門や人材育成・人事担当部門はDX関連部署と緊密な連携が求められる。業務担当部門には各課1人以上のDX推進リーダーを置いてDX推進に参画することが望ましい。
<b>デジタル人材の確保・育成</b>	DX推進のために自治体が取り組むべき事項を着実に実施するためには、その取組を推進するための組織体制の整備や、DXの取組を担うデジタル人材の確保・育成など、DX推進体制の構築に取り組むことが求められる。
<b>計画的な取組</b>	自治体の行政手続きのオンライン化について継続的な推進が求められていることから、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとしてDX推進にかかる計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。
<b>都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築</b>	全国的にデジタル人材が不足する中には、個別の市町村のみでDXの推進体制を確保することは難しい。そのため、都道府県が管内市町村と連携したDXの推進体制を構築することが重要であり、地域の実情に応じ、様々な形態が想定される中、都道府県と市町村による会議体の設置、市町村の状況の継続的な把握、市町村支援のために一定の専門人材を確保、システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定することが必要である。

自治体DXの 重点取組事項	取組方針概要
自治体フロントヤード改 革の推進	住民の生活スタイルやニーズの多様化に合わせて、オンライン化だけでなく、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を推進していく。フロントヤードの手続きを直接データで対応しバックヤードの効率化を進め、業務改善に繋げる。このことにより生まれた人的・空間的リソースの最適配置を行い、相談等のきめ細やかな業務へのシフト・地域課題の解決の場として活用する。
地方公共団体情報シス テムの標準化	自治体は、基幹系20業務のシステムを標準準拠システムへ移行し、維持管理や制度改正対応の効率化を図る。（笛吹市は令和7年度に移行済み）
「国・地方デジタル共通 基盤の整備・運用に関す る基本方針」に基づく共 通化等の推進	国・地方が協力し共通システムの開発と活用を推進。標準化と共同調達を進め、効率的な行政サービスを目指す。
公金収納におけるeL-QR の活用	公金収納におけるeL-QRは、自治体の公金納付の効率化と住民・事業者の利便性向上を目的とし、地方税と同様のQRコード方式で納付を推進する。令和8年9月から自治体で導入開始し、対象となる公金の拡大を目指す。
マイナンバーカードの取 得支援・利用の推進	マイナンバーカード取得の円滑化や利用拡大を図るため、原則1週間でカードを交付できる特急発行や1歳未満の申請者の顔写真不要申請、福祉施設での出張申請受付、コンビニ交付サービスにおける発行可能証明書種別の増加など多角的に支援・推進していく。
セキュリティ対策の徹底	自治体が保有する機微な住民情報の安全確保のため、改正地方自治法やサイバーセキュリティ基本法に基づく対策を強化する。令和8年度からサイバーセキュリティを確保するための方針策定が義務化され、新基準策定や脆弱性に対する能力向上、サプライチェーン・リスクも含む全面的な安全対策の構築・支援を進める。
自治体のAIの利用推進	自治体は国と役割分担し、地域特性を活かしたAI活用施策を策定・実施する責務がある。生成AIの導入で業務効率化や職場活性化が期待されており、「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」等を活用し適正利用と管理体制の確保を推進する。
テレワークの推進	自治体は情報セキュリティ指針に基づき、多様なテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイルワークなど）を推進。ICTを活用して業務効率化や行政サービスの向上を図るとともに、働き方改革を実現。また、感染症や災害時における行政機能の維持、職員の勤務管理やコミュニケーション促進にも注力し、体制の整備を進めていく。

<b>自治体DXの取組と あわせて取り組む デジタル社会の実現に 向けた取組</b>	<b>取組方針概要</b>
<b>デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化</b>	<p>地方の特性に応じた成長を促進するため、令和7年に策定された「地方創生2.0基本構想」では、AIやデジタル技術を活用し地域経済や生活環境を革新することを重視。各自治体の主体的なデジタル実装を支援し、地域課題に即した多様な事例共有と都道府県・市町村の連携強化で全国的なデジタル化推進を図る。</p>
<b>デジタルデバイド対策</b>	<p>NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を実施する。</p>
<b>デジタル原則を踏まえた 条例等の規制の点検・見直し</b>	<p>国は、アナログ規制の「一括見直しプラン」に沿って、法律・政令・省令について規制・制度の見直しを行う。地方公共団体においても国と同様に、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」や国の取組状況を参考にしながら、デジタル化を阻害する条例、規制等について、見直しを行う。</p>

## 2 本市の取組

「第4章 目指す姿と基本方針」で示した「窓口DX」、「業務改善DX」、「地域活性化DX」の基本方針について、推進する事項は次のとおりです。

◎は、国の「自治体DX推進計画」の重点取組事項等です。

### 窓口DX

行政手続きのオンライン化だけでなく、対面での窓口対応についても改革を行い、市民の利便性の向上を図ります。このことにより生み出された職員の余力は、きめ細かな相談業務等、市民に寄り添った対応へシフトします。

- ・行政手続きのオンライン化 ◎
- ・書かない窓口の導入・推進 ◎
- ・キャッシュレス決済・eL-QRの導入 ◎
- ・マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 ◎
- ・国・地方デジタル共通基盤の整備運用の推進◎

### 業務改善DX

作業効率を見直し、業務プロセスを改善することで、生産性の向上を図ります。業務改善により生まれた人的資源等の最適配置を行い、政策の企画立案等の充実を図ります。

- ・ペーパーレス化の推進 ◎
- ・セキュリティ対策 ◎
- ・デジタル人材の確保・育成 ◎
- ・AI機能を有する各種システム・ツールの導入 ◎
- ・デジタルインフラの整備

### 地域活性化DX

市民の暮らしや地域社会全体へデジタル化を浸透させ、本市の資源や魅力を生かした地域課題の解決と、一人ひとりの生活の質の向上を実現し、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる地域社会の実現を目指します。

- ・デジタルデバイド対策 ◎
- ・オープンデータの活用推進 ◎
- ・ICT教育の推進
- ・先端デジタル技術の活用

### 3 取組内容

方針	事項	取組内容
窓口DX	行政手続きのオンライン化	国が示す計画等に基づき、申請、届出その他の手続きについて、多様な住民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの基盤も活用してオンライン化を進めます。
	書かない窓口の導入・推進	「書かない」「待たない」「迷わない」窓口を目的とした、「書かない窓口」を構築します。行政手続きのオンライン化と合わせて、対面・非対面の対応を適切に組み合わせることで、窓口の多様化・オムニチャネル化を実現します。
	キャッシュレス決済・eL-QRの導入	市税や保険料、その他手数料について、キャッシュレス決済の導入やeL-QRを活用した納付書の発行を進め、納付手続の簡素化を図ります。
	マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	マイナンバーカードの取得支援と交付体制の充実を図ります。公的個人認証を活用した行政手続きのオンライン化や行政サービスにおけるマイナンバーカードの活用を進めます。取組の一つとして、マイナ保険証の利便性向上のため、医療費助成制度受給者証の一体化や、要介護認定情報などの関連組織と共有する介護情報基盤の構築、母子保健における乳幼児の予防接種の予診票・問診票作成や健診結果の確認など、行政・医療機関・対象者間で情報共有を行うことができるPMHの仕組みの利用について検討を行います。
	国・地方デジタル共通基盤の整備運用の推進	これまで自治体は必要なシステムについて個別で開発・調達をしてきましたが、今後は共通システムを開発・利用することで行政サービスの効率化を図っていきます。
業務改善DX	ペーパーレス化の推進	これまで紙を用いて行ってきた業務をデータ化することで、印刷業務を削減します。また、テレワークやオンライン会議などにおいてデータを印刷せず、データ共有をすることでペーパーレス化を推進します。
	セキュリティ対策	ガバメントクラウドやSaaS等の利活用、テレワークの実現、新たな住民サービスの迅速な提供等を可能にするため、セキュリティポリシーを継続的に見直します。DXの推進は情報システムへの依存度が高く、インシデント時の影響も大きいため、より一層の情報セキュリティレベルの向上と維持を図ります。
	デジタル人材の確保・育成	デジタル人材の確保・育成に係る方針を策定していきます。職員がデジタル技術を活用して、市民サービスの向上や業務の改善に繋げられるよう、デジタルリテラシーやデジタル技術に係る知識の習得、DX推進意識の醸成を図ります。
	AI機能を有する各種システム・ツールの導入	AI技術は日進月歩で進化しており、次々と新たなツールやサービスが生み出されています。市民のニーズや業務に対応できるよう、積極的にデジタルツールの活用による業務効率の向上に取り組みます。
	デジタルインフラの整備	庁舎・公共施設のネットワーク環境の整備やコミュニケーションツールの拡充等によって、業務の効率化を進めます。その一つとして、シンクライアント端末を物理端末（ノートパソコン）に転換していきます。
地域活性化DX	デジタルデバイド対策	誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた環境整備を行います。デジタル技術に不慣れな人も、デジタル化の恩恵を実感できるように取り組むとともに、デジタルを利用する人に向けては、様々なニーズを踏まえた対応を図ります。高齢者や障がい者等に対してデジタル機器の利用支援を行い、デジタル機器の活用などにより、どのような課題が解決できるか情報提供を合わせて行います。
	オープンデータの活用推進	オープンデータの公開により地域の活性化に寄与するため、ホームページ上で公開する公共データのオープン化を推進します。公開するデータの量のみならず、民間事業等にとって活用しやすくなるよう、データの正確性や一貫性の向上を図ります。
	ICT教育の推進	個別最適・協働的な学びの充実、情報活用能力の向上、学ぶ機会の保障、教職員の働き方改革を図るため、タブレット等の整備や通信速度改善のための新しいネットワーク環境の整備、校務支援システムのクラウド対応に係るセキュリティポリシーの策定等のICT環境整備を進めるほか、教員のICTを活用した指導力の向上を目的とした教員研修やデジタル教材の活用等を実施します。
	先端デジタル技術の活用	VR・AR等の先端デジタル技術や通信技術を取り入れ、魅力ある地域づくりを推進します。地域資源の魅力向上のほか、新たな魅力の創出に活用します。

## 4 実施スケジュール

計画期間



		2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)		
窓口DX	1 行政手続きのオンライン化						
	(1) やまなしくらしネットの利用	□□	ぴったりサービス以外の手続きの拡充				
	(2) ぴったりサービスの利用	□□	窓口DXSaaSとの連携 利用可能手続きの拡大				
	2 書かない窓口の導入・推進						
	(1) 現行システム（戸籍住民課）から窓口DXSaaSへの導入・運用	運用	窓口DXSaaSに統合		運用		
	(2) 窓口DXSaaSの導入・運用	支所への拡充検討	統合				
	3 キャッシュレス決済・eL-QRの導入	キャッシュレス決済・eL-QR導入					
	4 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進						
	(1) 取得支援	□□	取得の支援				
	(2) 利用の推進（PMH含む）	□□	利活用方法の検討・システム導入・運用				
業務改善DX	5 国・地方デジタル共通基盤の整備運用の推進	国の令和7~9年度共通化推進方針に基づく共通化の推進					
	1 ペーパーレス化の推進	オンライン会議・ペーパーレス会議の推進 テレワーク運用ルールの整備					
	2 セキュリティ対策	□□	新たな環境に対応したセキュリティポリシーへの転換				
	3 デジタル人材の確保・育成	デジタル人材の確保・育成に係る方針策定 e-ラーニング・研修の実施					
	4 AI機能を有する各種システム・ツールの導入	AI機能を有するデジタルツールによる業務効率化					
	5 デジタルインフラの整備	物理端末への転換/ 会議室Wi-fi整備	執務室等へのWi-fiの整備検討 会議室設備・運用のデジタル化				
地域活性化DX	(1) 仮想端末から物理端末への転換、 庁舎等Wi-fi環境の整備						
	(2) コミュニケーションツールの拡充	チャットの運用見直し・他システムの検討					
	1 デジタルデバイド対策	スマートフォンアプリを活用した取組など					
	2 オープンデータの活用推進	□□	公開済みデータの見直し 標準データセットへの対応				
	3 ICT教育の推進						
	(1) 新ネットワーク環境整備・端末管理	新ネットワーク環境整備	ネットワーク環境維持管理 タブレット端末管理				
	(2) 教育情報セキュリティポリシーの策定	策定・見直し (令和8年度校務支援システムのクラウド対応予定)					
4 先端デジタル技術の活用		VR技術等を活用した先端デジタルツール・通信を活用した地域活性化					

# 第6章 推進に向けて

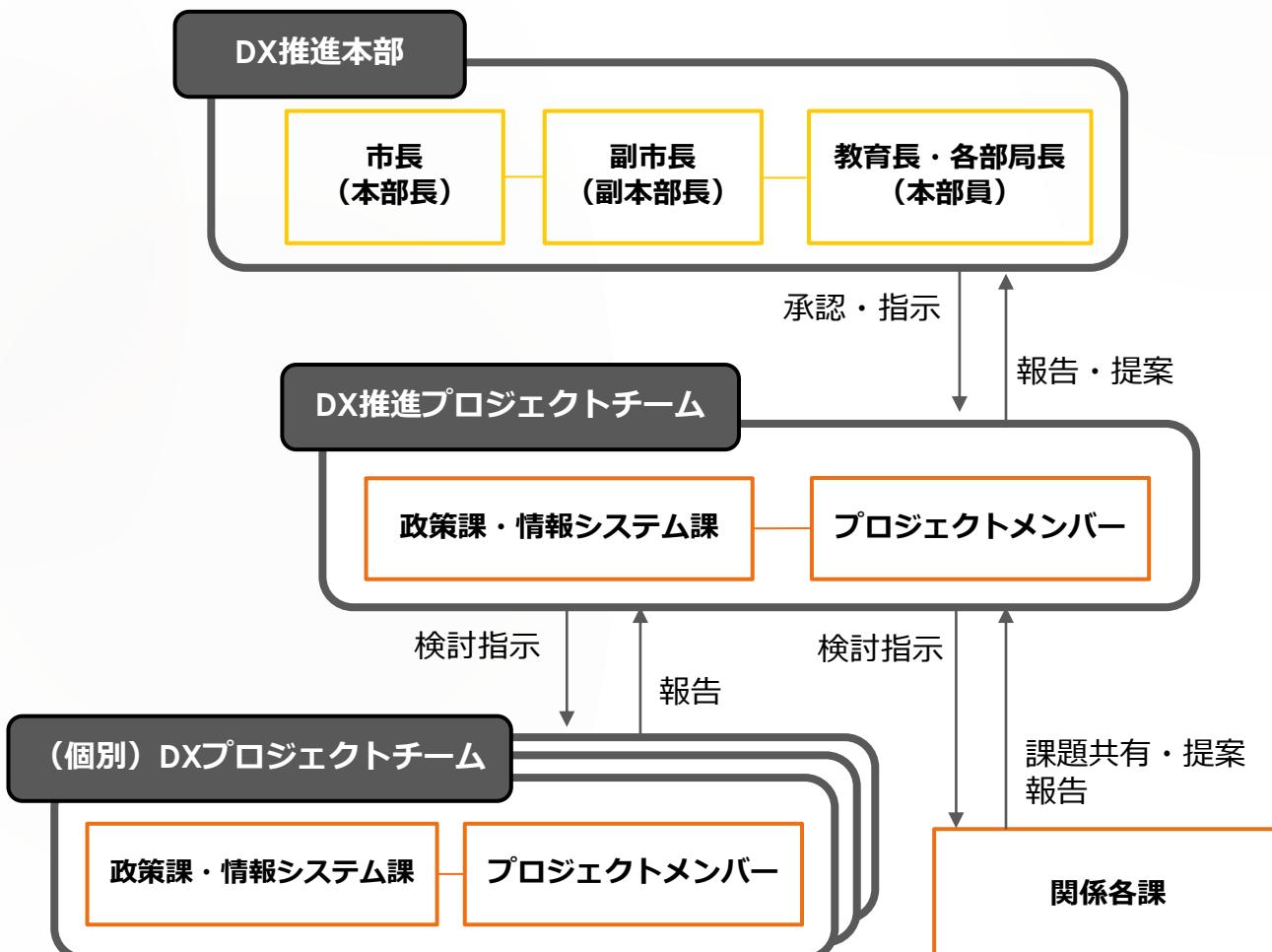
## 1 DX推進体制

本計画に基づく取組を円滑に推進するため、「DX推進本部」のほか、本市のDXを総合的に推進する「DX推進プロジェクトチーム」、個別の取組ごとにDXプロジェクトチームを組織します。

DX推進本部は、DX推進に係る方針の決定、本計画の策定や見直し、施策の総合調整等を行います。

DX推進プロジェクトチームは、本部からの指示事項の検討、本部への報告や提案事項の調整、課題の集約や情報収集、新しいデジタルツールの検証分析、重複投資の排除、全体最適化を行います。

DXプロジェクトチームは、横断的取組が必要な事項について、運用方法の検討のほか、デジタルツール等の導入に合わせて業務のやり方を効果の出やすいものに見直すなど、単に導入に留まらず、同時にBPRの徹底を行います。



## 2 計画の進捗管理

本市の「DX推進本部」では、DXを着実に推進し、デジタル社会を実現するため、「PDCAサイクル」による取組の進捗管理を行います。活用しているデジタル技術や解決策が、市民や職員の課題や困りごとに適したものかどうか、PDCAにより改善を促進します。事業の実施状況に合わせた中長期的な目標や計画の立案、本計画の進捗管理など、適切なタイミングで成果等のフォローアップをすることで、着実に施策を推進します。

## 3 プロジェクトチームにおけるOODAループの活用

DXの推進に当たって、柔軟で、スピーディーな意思決定が求められる「DX推進プロジェクトチーム」、「（個別）DXプロジェクトチーム」の取組については、意思決定に「OODA（ウーダ）ループ」のフレームワークを活用します。OODAループは、「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況・方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字を繋いだ言葉で、PDCAと異なり計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことが可能です。

そのため、ICTの進歩や国・他の自治体の動向といった環境の変化に柔軟かつスピーディーに対応できるよう、原則としてOODAループを活用した意思決定を行い、現場の状況に即したデジタルツールの導入やボトムアップ型の提案を行います。

# 第7章 用語解説

## A～Z行

AI	「Artificial Intelligence」の略称で、「人工知能」と訳される。人間の言葉の理解や認識、推論、作業の自動化などの知的行動をコンピュータに行わせる技術のこと。
API	「Application Programming Interface」の略で、アプリケーションの開発者が、他のハードウェアやソフトウェアの提供している機能を利用するためのプログラム上の手続きを定めた規約の集合を指す。個々の開発者は規約に従ってその機能を「呼び出す」だけで、自分でプログラミングすることなくその機能を利用したアプリケーションを作成することができる。
AR	「Augmented Reality」の略称で、「拡張現実」と訳される。スマートフォンやタブレット等を通して、現実世界のものにコンピュータで情報を加える技術のこと。現実世界にデジタルコンテンツを重ねて表示したり、専用アプリを使ってポスター等を読み取ると宣伝動画が流れるなど、デジタルによる追加の情報を伝えることもできる。
BPR	「Business Process Re-engineering」の略称で、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。
CAIO	AI分野については、AIの利活用・リスク管理における責任者を明確にする必要があることから、CIO等の役割のうち、AI分野に係る役割を担うAI統括責任者 (CAIO : Chief AI Officer) を設置することも考えられる。CAIOを設置する場合は、組織全体の責任者という位置づけであるため、CIO等がCAIOを兼務することも考えられる。
CIO	首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者 (CIO : Chief Information Officer) 等を中心とする全庁的なDX推進体制を整備する。CIO等は、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部門間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい。
CIO補佐官	CIO補佐官は、最高情報責任者 (CIO) を補佐する専門職であり、組織の情報戦略策定やITプロジェクト推進を支援します。CIOと現場あるいは外部ベンダーとの橋渡し役を担い、組織のデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進において重要な役割を果たします。情報システムの専門知識に加え、経営戦略の理解も求められます。

DX	「Digital Transformation」の略で、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。第3のプラットフォーム（クラウド、モバイル、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客体験の変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。
eL-QR	地方税の納付書に印字されたQRコードのこと。スマートフォン決済アプリや「地方税お支払いサイト」で読み取ることで、自宅からキャッシュレスで税金を納められる。対応金融機関なら全国どこでも納付可能。納税者の利便性向上と自治体の徴収効率化を目的に導入され、固定資産税や自動車税など多くの地方税に活用されている。
GIS	「Geographic Information System」の略で、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。空中写真や台帳データといった基盤となる地図データに、統計データ等の様々なデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示することにより、相互の位置関係の把握、データ検索と表示、データ間の関連性の分析などが可能になる。
IaaS（イアース、アイアース）	「Infrastructure as a Service」の略で、インターネット経由でのサーバ仮想化やデスクトップ仮想化、共有ディスクなど、ハードウェアやインフラ機能の提供を行うサービスのこと。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳される。インターネットなどの普及により、デジタルデータをやりとりする通信量が膨大となったことから、以前から使われていたITに通信（C）が加わった。
IoT	「Internet of Things」の略称で、パソコンやスマートフォンだけでなく、産業用機器や家電製品、車などのあらゆるモノをインターネットに接続する技術のこと。インターネットで相互に情報伝達ができるため、日常生活に大きな変化をもたらす。
PaaS（パース）	「Platform as a Service」の略で、インターネット経由で、仮想化されたアプリケーションサーバやデータベースなどアプリケーション実行用のプラットフォーム機能の提供を行うサービスのこと。
RESAS	地方創生の様々な取組を情報面から支援するため、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムのこと。

RPA	「Robotic Process Automation」の略称で、パソコンで行っていた事務作業を自動化できる技術のこと。人が操作するのと同じようにマウスやキーボードの操作手順を記録し実行する。手順が毎回変わる業務には適しておらず、定型的かつ繰返し型の作業に適している。
SaaS（サーズ、サース）	「Software as a Service」の略称で、サービス提供事業者がクラウドサーバー上で提供するソフトウェアを、インターネットを経由してユーザーが利用できるようにするサービスのこと。
SNS	「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
VR	「Virtual Reality」の略称で、「仮想現実」と訳される。ヘッドセット等の専用ゴーグルに360°視界を覆うように映像を流すことで、現実とは全く異なる仮想世界に自分がいるように体験させる技術のこと。
<b>あ行</b>	
新しい生活様式	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するために、新規感染者数が限定的となった地域で取り組む生活様式のこと。手洗い・手指消毒の徹底や、3密（密集、密接、密閉）の回避といった基本的な感染対策のほか、電子決済や通販の利用、テレワーク、時差出勤、オンライン会議の活用等の行動変容をもたらした。
一括見直しプラン	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の略称。目視規制、定期検査・点検規制、実施監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制を取り上げ、法律・政令・省令について調査し、それらの規制の点検・見直し方針を含んだ計画。
インフラ	インフラストラクチャの略で、基盤のこと。インターネットの世界では、通信環境の設備やそれらを提供するサービスを表す言葉として使用されている。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるものの、全ての項目に該当する形で公開されたデータのこと。
オムニチャネル	リアルからオンラインまであらゆるチャネルを相互に融合し、両者のチャネルを境目なく運用すること。

## か行

ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速なシステム構築、柔軟な拡張、かつ最新のセキュリティ対策、コストの大幅低減などの実現を目指し、政府が整備を進めている。
官民データ活用推進計画	官民データ活用推進基本法において、市町村の努力義務として策定する官民データの活用の推進に関する基本的な計画のこと。地方公共団体における取組として、①手続きのオンライン化、②オープンデータの推進、③マイナンバーカードの普及・活用、④デジタルデバイド対策、⑤情報システムの標準化・共通化が挙げられている。
キャッシュレス決済	現金を使わずに、電子マネーやクレジットカード、デビットカード、スマートフォン決済などを利用して電子的に行われる決済（支払い）手段のこと。
行政手続きのデジタル化の3原則	行政のあらゆるサービスをデジタルで完結させるために不可欠な原則のこと。①個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する（デジタルファースト）、②一度提出した情報は、二度提出することを不要とする（ワンストップ）、③民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する（コネクテッド・ワンストップ）が掲げられる。
クラウドサービス	クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービスのこと。従来は、利用者側がコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していたが、クラウドサービスでは、利用者側が最低限の環境（パソコンや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、さまざまなサービスが利用できる。クラウドサービスは、主にSaaS（Software as a Service）、PaaS（Platform as a Service）、IaaS（Infrastructure as a Service）の3つの形態で提供される。
公的個人認証サービス	なりすまし申請や電子データの改ざんを防ぎ、インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うための電子証明書機能のサービスのこと。公的個人認証サービスを利用することによって、自宅や職場などのパソコンから様々な行政手続き等を行うことができる。
コネクテッド・ワンストップ	行政と民間事業者が相互に連携することにより、複数の手続き・サービスをワンストップで実現すること。デジタル手続法の基本原則のひとつ。

## さ行

サプライチェーン・リスク	企業や組織がサービスを提供するために依存している関連会社などに起因するセキュリティ上のリスクのこと。自治体では、業務委託先の企業や組織のセキュリティの脆弱性を悪用され、ウイルス感染やフィッシング詐欺の被害にあうケースがある。
情報システムの標準化・共通化	「地方公共団体情報システム標準化方針」に基づき、国民が行政手続きにおいて情報通信技術の便益を享受できる環境を国が整備する取組のこと。
情報セキュリティポリシー	情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。
生成AI	生成AIは大量のデータを学習し、新たな文章や画像、音声などを自動で作り出す人工知能の技術のこと。人間のような創造力を模倣し、文章の作成やイラストの生成、音声合成など多様な分野で活用されている。

## た行

デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。単に情報システムの構築、手続きのオンライン化を意味するものではなく、Society5.0時代にふさわしい行政サービスを国民一人一人が享受できるようにする。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタルリテラシー	デジタル技術を活用して業務を行う能力のこと。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務に大別され、労働力不足の解消や生産性の向上、多様で柔軟な働き方の実現など、様々な効果をもたらし得ると考えられている。

## は行

ぴったりサービス	マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、手続をオンラインで行えるサービスのこと。紙などで提出していた各種申請をマイナンバーカードを使って電子申請することができる。
ペーパーレス	書類や文書を電子化し、紙を用いずに伝達や保管等を行うこと。

## ま行

マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護などの行政手続の検索、オンラインでの申請など、ワンストップのサービスを提供する。また、利用者は、行政機関等が保有する自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできる。一部の機能の利用にはマイナンバーカードが必要。
モバイルワーク	テレワークの形態の一つであり、飲食店や移動中の電車内などで就業する労働形態。自宅で就業する在宅勤務や、本社や支店とは別の場所に配置された小規模オフィスで就業するサテライトオフィス勤務とは区別される。
わ行	
ワンストップ	1か所で用事が足りることを意味し、特に行政においては、サービスごとに複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1か所で手続きが行えるようにすることを指す。